

# 安芸市津波避難計画

令和 2 年 3 月改定

令和 4 年 11 月改定

安 芸 市

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| はじめに.....                           | 1  |
| 1. 総則 .....                         | 2  |
| 1.1 目的 .....                        | 2  |
| 1.2 計画の修正 .....                     | 2  |
| 1.3 用語の意味 .....                     | 2  |
| 2. 避難計画 .....                       | 4  |
| 2.1 津波浸水深及び津波浸水予測時間.....            | 4  |
| 2.2 避難対象地域.....                     | 6  |
| 2.3 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く） ..... | 7  |
| 2.4 避難所及び福祉避難所 .....                | 9  |
| 2.5 避難経路.....                       | 11 |
| 2.6 津波避難ビル .....                    | 12 |
| 2.7 津波避難タワー .....                   | 14 |
| 2.8 津波避難困難地域 .....                  | 15 |
| 2.9 避難の方法 .....                     | 17 |
| 3. 初動体制 .....                       | 18 |
| 3.1 職員の参集 .....                     | 18 |
| 3.2 津波に関する情報の収集 .....               | 19 |
| 3.3 被害情報の収集.....                    | 20 |
| 3.4 津波に関する情報の伝達・周知 .....            | 22 |
| 3.5 津波予報等の周知 .....                  | 22 |
| 4. 避難の勧告・避難指示（緊急） .....             | 25 |
| 4.1 発令基準 .....                      | 25 |
| 4.2 避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達.....          | 25 |
| 5. 災害時要配慮者の避難支援 .....               | 26 |
| 5.1 災害時要配慮者の定義 .....                | 26 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 5.2 避難行動要支援者の定義 .....              | 26 |
| 5.3 情報を的確に入手するための支援対策 .....        | 26 |
| 5.4 避難に必要な判断の支援対策 .....            | 26 |
| 5.5 身体的な障がいを持つ災害時要配慮者対策 .....      | 27 |
| 5.6 情報の入手や地理情報に不案内な災害時要配慮者対策 ..... | 27 |
| 5.7 災害発生時の避難支援（避難誘導及び安否確認） .....   | 28 |
| 6. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策 .....        | 30 |
| 6.1 情報伝達 .....                     | 30 |
| 6.2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置 .....        | 30 |
| 6.3 釣り客等への啓発 .....                 | 30 |
| 7. 津波防災対策の啓発・訓練 .....              | 31 |
| 7.1 啓発 .....                       | 31 |
| 7.2 訓練 .....                       | 31 |
| 8. 地域津波避難計画 .....                  | 32 |

## はじめに

土佐湾沖の南海トラフを震源とする南海地震は、およそ 100 年から 150 年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内の発生確率を 70～80%としています。国では、東南海・南海地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための対策を進めていくため、平成 14 年 7 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を制定し、安芸市も、平成 15 年 12 月に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定を大きく超える津波によって多くの命が失われた一方で、日ごろから津波に対する訓練を繰り返し、大きな揺れが発生したらすぐに避難するという意識が徹底されていた地域では、たくさんの命が救われ、揺れたらすぐに逃げるといったことの重要性が再確認されました。平成 24 年 8 月には、国から南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定結果が、平成 24 年 12 月には、県からより詳細な津波浸水予測等の結果が公表されました。これらによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱から 7 という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大で 16m の津波が到達すると想定されており、スピード感を持って、津波対策に取り組まなければなりません。

安芸市では、平成 25 年 3 月に「安芸市津波避難計画」（以下「津波避難計画」という。）を改定し、安全で円滑な津波避難に向けたハード・ソフト両面の対策を進めてきました。

地域津波避難計画については、平成 27 年から高知県、自主防災組織とともに現地点検を行った結果、避難行動要支援者を含めた課題が浮き彫りとなりました。

このことから、地域津波避難計画の内容を見直すとともに、ハード面での新たな避難対策について検討するため、計画の改定を行うものです。

市、自主防災組織、そして地域の皆さま一人ひとりが連携して、地震・津波で失われる命をゼロに近づけましょう。

## 1. 総則

### 1.1 目的

安芸市津波避難計画（以下、「本計画」という。）は、高知県の公表した津波浸水予測結果「高知県版第2弾南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」（平成24年12月）を前提とした津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行うため市の基本的な対応方針を定めるものです。

### 1.2 計画の修正

本計画は、津波浸水予測や被害想定、土地の利用状況等の変化や自主防災組織等が作成する地域津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行います。

### 1.3 用語の意味

表 1 用語一覧

| No | 用語              | 意味                                                                                 |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 津波浸水予測地域（津波浸水域） | 津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。過去の津波の浸水地域や津波浸水予測図に示された津波の浸水地域に基づき定めます。               |
| 2  | 津波浸水予測時間        | 津波浸水予測の結果等に基づき、津波（浸水深30cm）が地域に到達すると予測される時間です。                                      |
| 3  | 避難対象地域          | 津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域です。                                                    |
| 4  | 避難可能地域          | 避難対象地域のうち、避難開始までに必要な時間に、徒歩を前提とする避難行動に必要な時間を加えた時間が、津波浸水予測時間よりも短い地域です。               |
| 5  | 津波避難困難地域        | 避難対象地域のうち、津波の到達時間までに、避難対象地域外の安全な場所に避難することが困難な地域です。                                 |
| 6  | 避難路             | 避難する場合の道路です。                                                                       |
| 7  | 避難経路            | 避難する場合の経路で住民が設定するものです。                                                             |
| 8  | 緊急避難場所          | 津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市が指定・設定するものです。特段の記述がない限り、津波避難ビル、津波避難タワーを含みます。              |
| 9  | 津波避難ビル          | 緊急避難場所の一部。津波避難困難地域の避難者や逃げ遅れた者が、一時的に緊急避難する施設で、市が指定するものです。                           |
| 10 | 津波避難タワー         | 緊急避難場所の一部。津波浸水域内で、自然地形を利用した高台や津波避難ビルの確保が困難な地域に設置される鉄骨造や鉄筋コンクリート造の津波避難に特化した建物をいいます。 |
| 11 | 避難所             | 住宅の倒壊やライフラインが使用できない等の理由によって、被災者等が長期にわたって避難する場所で、市が指定を行います。                         |

| No | 用語       | 意味                                                                                                                          |
|----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 福祉避難所    | 災害時要配慮者を対象に特別な配慮がされた避難所です。<br>なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。                                    |
| 13 | 避難目標地点   | 津波の危険を回避するために避難対象地域外へ避難する際に目標とする地点です。                                                                                       |
| 14 | 地域津波避難計画 | 津波浸水予測地域を抱える自主防災組織等が地域でワークショップ等を行い、緊急避難場所や避難経路の選定を検討してとりまとめたものをいいます。                                                        |
| 15 | 避難困難者    | 津波が到達するまでに、安全な場所に避難することが困難な者をいいます。                                                                                          |
| 16 | 災害時要配慮者  | 災害発生時に避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等で、身体等の状況が老人福祉施設、介護保険施設または医療機関等へ入所・入院するに至らない程度で、かつ一般の避難所での生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする人をいいます。 |
| 17 | 避難行動要支援者 | 災害時要配慮者のうち、生活の基盤が自宅にあり、かつ災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが著しく困難である方をいいます。                                                    |

## 2. 避難計画

### 2.1 津波浸水深及び津波浸水予測時間

本市における津波浸水深及び津波浸水予測時間は、高知県版第2弾「南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（平成24年12月）にて示された最大クラスの各ケースの津波を重ね合わせた結果を用いています。

#### (1) 津波浸水深図

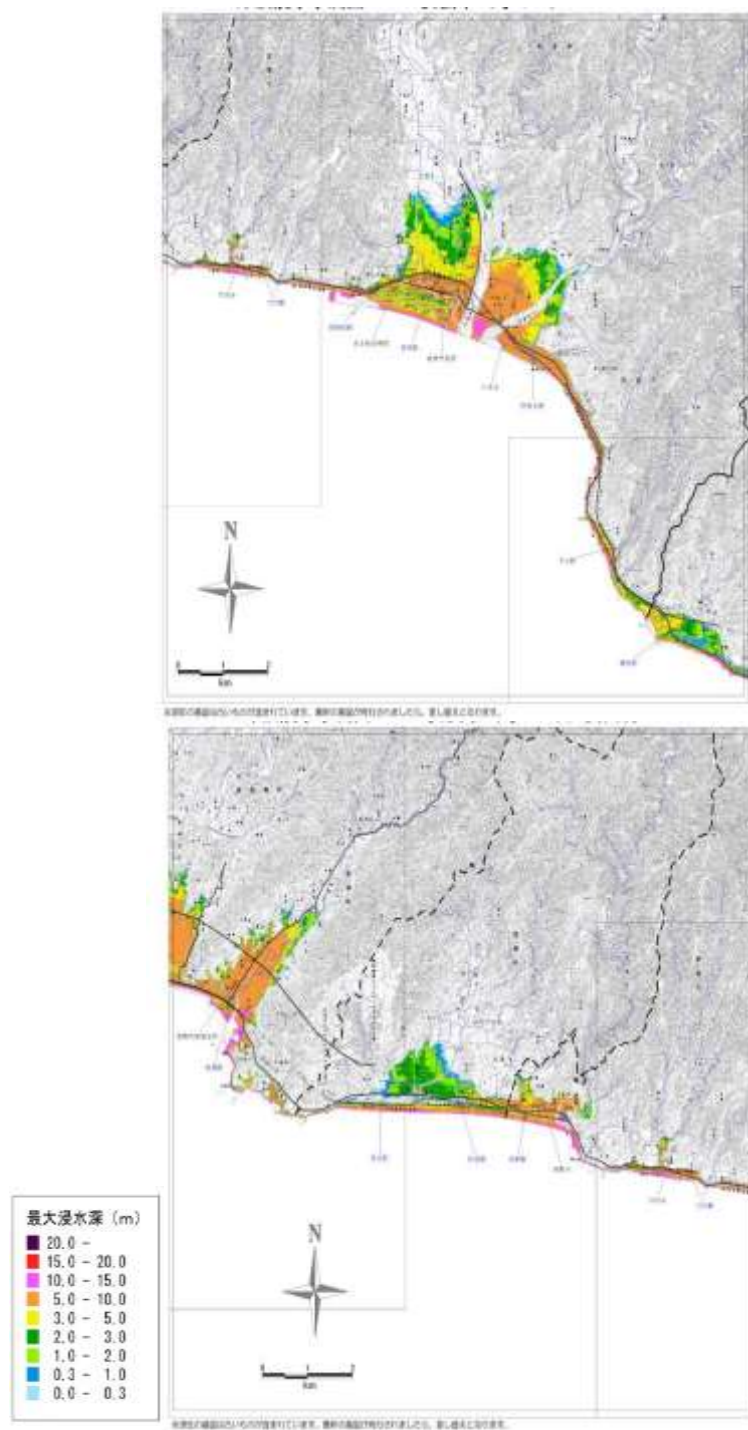
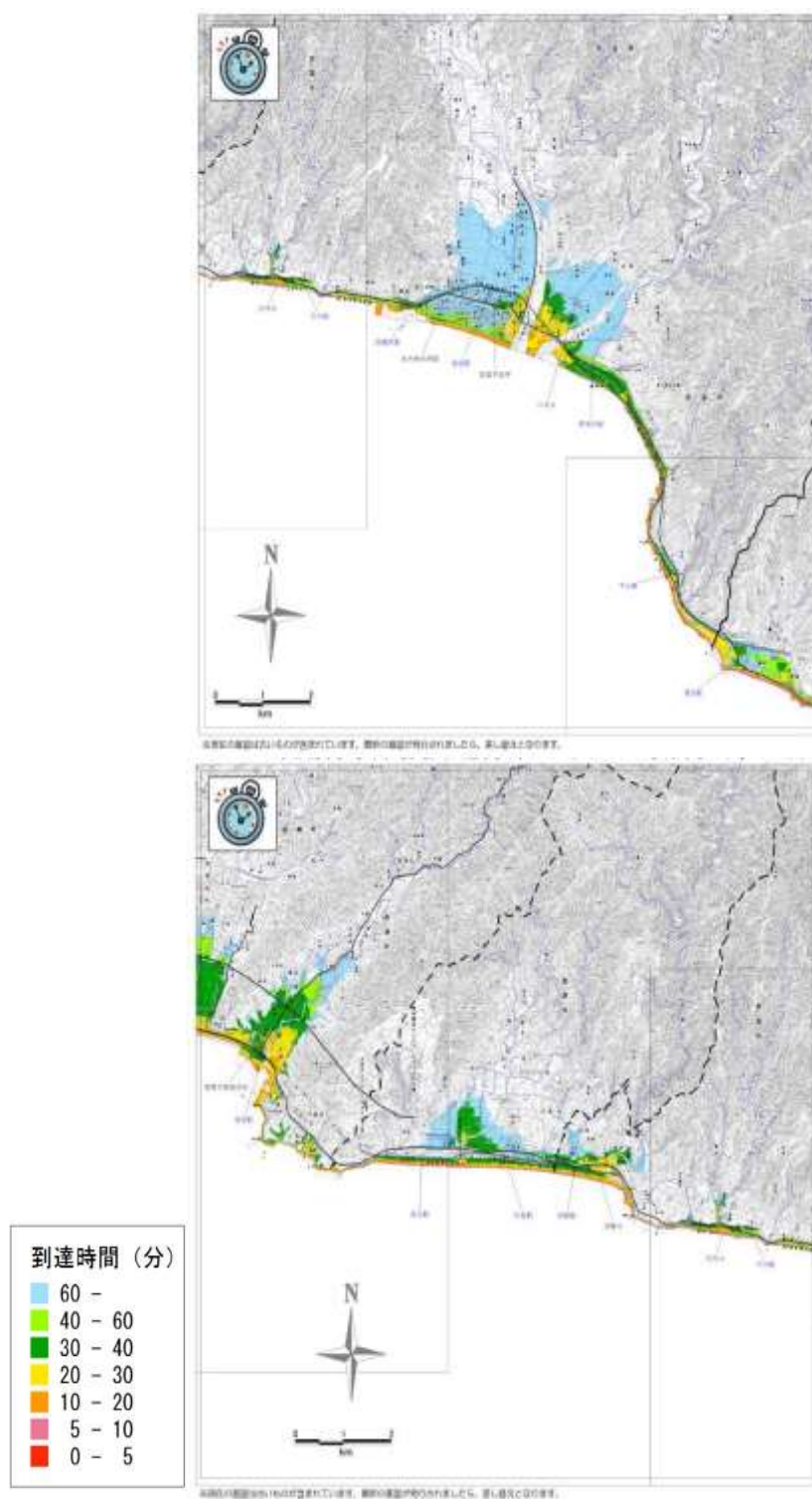


図 1 高知県版第2弾 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深（高知県ホームページより）

(2) 津波浸水予測時間図（津波発生後、その地点の水深が 30cm になるときの時間）



※津波は地震の発生場所、規模等により予測時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては津波浸水予測時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要です。

図 2 高知県版第 2 弾 津波浸水予測の安芸市域の浸水予測時間（高知県ホームページより）

## 2.2 避難対象地域

高知県の想定に基づき、本市の避難対象地域を次の点に留意して指定します。

- ①県等が作成し公表した津波浸水予測図を参考に、過去の津波の痕跡や地域の状況を考慮し、津波浸水予測図の外にバッファゾーン（余裕域）を含めて指定します。
- ②高知県の被害想定を超える地震が発生する可能性がないとはいえないことから、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、地域全域を避難対象地域として指定します。

表 2 避難対象地域一覧表

令和 4 年 10 月末現在

| 避難対象地域                                               | 自主防災組織名                                                                                   | 世帯数 | 人口    |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 港町1丁目                                                | 港町1丁目防災会                                                                                  | 105 | 200   |
| 港町2丁目                                                | 港町2丁目防災会                                                                                  | 188 | 353   |
| 矢ノ丸1丁目                                               | 矢ノ丸1丁目地区自主防災会                                                                             | 93  | 185   |
| 矢ノ丸2丁目、矢ノ丸4丁目                                        | 矢ノ丸2・4丁目地区防災会                                                                             | 222 | 398   |
| 矢ノ丸3丁目、東浜、花園町                                        | 川向地区防災会<br>柳田地区自主防災会                                                                      | 474 | 990   |
| 本町1丁目                                                | 本町1丁目地区自主防災会                                                                              | 165 | 306   |
| 本町2丁目                                                | 本町2丁目東防災会<br>本町2丁目西地区防災会                                                                  | 172 | 298   |
| 本町3丁目、久世町、寿町                                         | 安芸中央防災会                                                                                   | 259 | 491   |
| 本町4丁目、庄之芝町、清和町                                       | 庄之芝・本4・清和町防災会                                                                             | 259 | 481   |
| 本町5丁目、染井町、千歳町、桜ヶ丘町                                   | 西浜西地区防災会<br>西浜東地区防災会                                                                      | 497 | 868   |
| 日ノ出町                                                 | 日ノ出町地区自主防災会                                                                               | 135 | 221   |
| 幸町、宝永町                                               | 宝永町幸町地区自主防災会                                                                              | 368 | 697   |
| 黒鳥                                                   | 黒鳥地区自主防災会                                                                                 | 147 | 337   |
| 津久茂町、西浜                                              | 津久茂町地区自主防災会                                                                               | 139 | 270   |
| 伊尾木（西組北、西組南、西組前、中組町、中組前、中組浜、東組西、東組南、東組東、東組東ノ東、不動、河野） | 伊尾木地区自主防災会                                                                                | 421 | 805   |
| 下山（大山、西ノ浜、浜ノ西、浜ノ東）                                   | 下山西地区自主防災会<br>下山東地区自主防災会                                                                  | 117 | 250   |
| 川北（前島、上島、中田、新町、片町、栄町、久保田南、西ノ島、清水寺岡、横山、折坂、西ノ沢）        | 川北地区自主防災会<br>川北西ノ島地区自主防災会<br>江川地区防災会                                                      | 789 | 1,743 |
| 土居（春日、玉造、下中、上中、溝ノ辺、長屋、廓中）                            | 春日地区自主防災会<br>土居玉造地区防災会<br>土居下中地区防災会<br>上中地区自主防災会<br>溝ノ辺高園地区防災会<br>稲葉・長屋地区防災会<br>土居廓中地区防災会 | 623 | 1,373 |
| 穴内（新城、大平、腰掛ノ下、八丁ノ下、塩屋、川口、堀切）                         | 穴内川西自主防災会<br>穴内川東自主防災会<br>穴内八丁下地区自主防災会                                                    | 157 | 329   |
| 赤野（桜浜、東赤野、東寄、西寄、叶岡、叶岡前、住吉）                           | 赤野地区防災会<br>赤野叶岡前地区自主防災会                                                                   | 328 | 717   |

## 2.3 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）

緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）は、次の点に留意し指定・設定します。

### (1) 安全性

- 津波に対して十分な安全性を持っている建築物かどうか。
- 耐震性が確保されている建物かどうか。建物を指定する場合は、昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、もしくは、耐震補強実施済みの建物を指定することを原則とします。
- 周辺に山崩れや危険物の貯蔵庫等、危険箇所がないかどうか。
- 想定を超える津波が発生した場合、さらに避難できる（いわゆる 2 度逃げ）よう、高さの余裕を持っているかどうか。

### (2) 避難時間

- 想定されている津波浸水予測時間内で避難可能かどうか。

### (3) 機能性

- 避難する住民数に対する十分な広さ（1m<sup>2</sup>/人）が確保できるか。
- 緊急避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、経路が分かりやすいか。
- 夜間の避難に対応できる照明が設置されているか。
- オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等（簡易なテント等を含む）が利用できるか。
- 避難が長時間に及ぶことも想定し、生命の維持に必要なもの（水や防寒具等）のほか、情報の入手、発信に必要なもの（ラジオ、トランシーバー、発煙筒、非常電源等）が備えられているか。

表 3 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（安芸）

| 緊急避難場所           |    | 所在地    | 収容人数   | 備考     |
|------------------|----|--------|--------|--------|
| 安芸おひさま保育所        | 園舎 | 西浜570  | 1,432  |        |
|                  | 園庭 |        | 3,661  |        |
| 馬ノ丁集会所           |    | 西浜3718 | 42     |        |
| ニッポン高度紙工業（グラウンド） |    | 植野1    | 19,000 |        |
| 黒鳥公民館            |    | 黒鳥976  | 355    |        |
| 安芸市総合運動場         |    | 桜ヶ丘町   | 27,000 | 広域避難場所 |

表 4 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（下山）

| 緊急避難場所                 | 所在地    | 収容人数 | 備考 |
|------------------------|--------|------|----|
| 東部生コンクリート株式会社（骨材サイヤード） | 下山1606 | 831  |    |

表 5 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（伊尾木）

| 緊急避難場所              |    | 所在地       | 収容人数   | 備考     |
|---------------------|----|-----------|--------|--------|
| 伊尾木保育所              | 園舎 | 伊尾木818    | 530    | 広域避難場所 |
|                     | 園庭 |           | 1,242  |        |
| 岡集会所                |    | 伊尾木1230-1 | 79     |        |
| 宮田岡集会所              |    | 伊尾木2605   | 83     |        |
| マルチセンター（駐車場及び敷地内広場） |    | 伊尾木4034-1 | 51,719 |        |

表 6 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（川北）

| 緊急避難場所            |     | 所在地       | 収容人数   | 備考 |
|-------------------|-----|-----------|--------|----|
| 花集会所              |     | 川北甲3314-1 | 36     |    |
| キセキレイの里（地域交流スペース） |     | 川北甲3731   | 190    |    |
| 清水寺岡集会所           |     | 川北甲4898-5 | 44     |    |
| 八幡集会所             |     | 川北甲5437-1 | 45     |    |
| 清水ヶ丘体育館           |     | 川北甲5552   | 713    |    |
| 清水ヶ丘中学校           | 体育館 | 川北甲5685   | 660    |    |
|                   | 校庭  |           | 12,619 |    |
| 江川公民館             |     | 川北乙587    | 116    |    |
| 内原野体育館            |     | 川北乙1606   | 343    |    |
| 内原野団地集会所          |     | 川北乙1723-2 | 74     |    |

表 7 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（穴内）

| 緊急避難場所     |     | 所在地       | 収容人数  | 備考 |
|------------|-----|-----------|-------|----|
| 奥ノ谷集会所     |     | 穴内甲1475   | 45    |    |
| 穴内立花集会所    |     | 穴内甲2630-1 | 35    |    |
| 穴内西地集会所    |     | 穴内甲3195-1 | 52    |    |
| 穴内大平・新城集会所 |     | 穴内乙917-9  | 46    |    |
| 八丁集会所      |     | 穴内乙1342   | 50    |    |
| 穴内小学校      | 校庭  | 穴内乙1574   | 1,756 |    |
|            | 体育館 |           | 540   |    |
| 穴内保育所      | 園舎  | 穴内乙1688   | 349   |    |
|            | 園庭  |           | 390   |    |

表 8 緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを除く）一覧（赤野）

| 緊急避難場所  |  | 所在地      | 収容人数 | 備考 |
|---------|--|----------|------|----|
| 桜浜集会所   |  | 赤野甲214-イ | 50   |    |
| 赤野山田集会所 |  | 赤野甲938-2 | 55   |    |
| 太夫屋地集会所 |  | 赤野甲2709  | 49   |    |
| 叶岡集会所   |  | 赤野乙155-2 | 50   |    |
| 赤野西寄集会所 |  | 赤野乙2017  | 45   |    |

## 2.4 避難所及び福祉避難所

避難所及び福祉避難所を以下のように指定・設定します。

表 9 避難所一覧（安芸）

| 避難所             |    | 所在地     | 収容人数  | 備考    |
|-----------------|----|---------|-------|-------|
| 馬ノ丁集会所          |    | 西浜3718  | 14    |       |
| 安芸おひさま保育所       | 園舎 | 西浜570番地 | 141   | 指定避難所 |
|                 | 園庭 |         | 432   |       |
| ニッポン高度紙工業       |    | 植野1     | 3,166 |       |
| 黒鳥公民館           |    | 黒鳥976   | 43    |       |
| 安芸市総合運動場（安芸ドーム） |    | 桜ヶ丘町    | 835   | 指定避難所 |

表 10 避難所一覧（伊尾木）

| 避難所    |    | 所在地       | 収容人数 | 備考    |
|--------|----|-----------|------|-------|
| 伊尾木保育所 | 園舎 | 伊尾木818    | 87   | 指定避難所 |
|        | 園庭 |           | 120  |       |
| 岡集会所   |    | 伊尾木1230-1 | 26   |       |
| 宮田岡集会所 |    | 伊尾木2605   | 27   |       |

表 11 避難所一覧（川北）

| 避難所      |     | 所在地       | 収容人数 | 備考    |
|----------|-----|-----------|------|-------|
| 花集会所     |     | 川北甲3314-1 | 12   |       |
| 清水寺岡集会所  |     | 川北甲4902-4 | 14   |       |
| 八幡集会所    |     | 川北甲5437-1 | 15   |       |
| 清水ヶ丘体育館  |     | 川北甲5552   | 195  | 指定避難所 |
| 清水ヶ丘中学校  | 校舎  | 川北甲5685   | 427  | 指定避難所 |
|          | 体育館 |           | 195  |       |
|          | 校庭  |           | 900  |       |
| 江川公民館    |     | 川北乙587    | 14   | 指定避難所 |
| 内原野体育館   |     | 川北乙1606   | 177  | 指定避難所 |
| 内原野団地集会所 |     | 川北乙1723-2 | 24   |       |

表 12 避難所一覧（穴内）

| 避難所     |  | 所在地       | 収容人数 | 備考 |
|---------|--|-----------|------|----|
| 奥ノ谷集会所  |  | 穴内甲1475   | 14   |    |
| 穴内立花集会所 |  | 穴内甲2630-1 | 11   |    |
| 穴内西地集会所 |  | 穴内甲3195-1 | 17   |    |

| 避難所        |     | 所在地      | 収容人数 | 備考    |
|------------|-----|----------|------|-------|
| 穴内大平・新城集会所 |     | 穴内乙917-9 | 15   |       |
| 穴内小学校      | 校舎  | 穴内乙1574  | 135  | 指定避難所 |
|            | 校庭  |          | 216  |       |
|            | 体育館 |          | 142  | 指定避難所 |
| 八丁集会所      |     | 穴内乙1342  | 16   |       |
| 穴内保育所      | 園舎  | 穴内乙1688  | 72   |       |
|            | 園庭  |          | 16   |       |

表 13 避難所一覧（赤野）

| 避難所     |  | 所在地      | 収容人数 | 備考 |
|---------|--|----------|------|----|
| 桜浜集会所   |  | 赤野甲214-イ | 16   |    |
| 太夫屋地集会所 |  | 赤野甲2709  | 16   |    |
| 叶岡集会所   |  | 赤野乙155-2 | 16   |    |
| 赤野西寄集会所 |  | 赤野乙2017  | 14   |    |

表 14 福祉避難所一覧

| 施設名                        | 施設所在地     | 受け入れ可能期間と人員                                    |          |                  | 福祉避難所<br>協定相手先 |
|----------------------------|-----------|------------------------------------------------|----------|------------------|----------------|
|                            |           | 受け入れ期間                                         | 受け入れ人員   | 受け入れ場所           |                |
| 特別養護老人ホームつつじの丘             | 川北乙1735   | 1週間まで                                          | 10人以内    | 地域交流ホール          | 社会福祉法人内原野会     |
|                            |           | 1～4週間まで                                        | 5人以内     |                  |                |
| 総合福祉ゾーン<br>キセキレイの里         | 川北甲3731   | 4週間まで                                          | 30人以内    | 地域交流スペース         | 社会福祉法人香南会      |
| 特別養護老人ホーム八流荘               | 赤野甲561-2  | ※八流荘・あき合わせて<br>1週間まで...10人以内<br>1～4週間まで...5人以内 |          |                  | 社会福祉法人土佐厚生会    |
| 障害者支援施設<br>ステージ桜が丘         | 西浜2373    |                                                |          |                  |                |
| ケアハウス安芸                    | 川北甲1812-5 | 1週間まで                                          | 10～20人以内 | 食堂、空室<br>(宿泊室含む) | 社会福祉法人ふるさと自然村  |
|                            |           | 1～4週間まで                                        | 5～10人以内  | 空室<br>(宿泊室含む)    |                |
| デイサービスセンターあったかあったかふれあいセンター | 庄之芝町3-3   | 4週間まで                                          | 10人      | 1階及び2階           | 有限会社西田順天堂東部店   |

## 2.5 避難経路

避難経路は住民が設定し、本計画の関連計画である地域津波避難計画にて位置付けます。設定は、次の点に留意します。

### (1) 安全性

- 避難する住民数を考慮した幅員が確保されているかどうか。
- 山崩れ、建物やブロック塀の倒壊、落下物等の危険性が低いかどうか。
- 液状化の危険性が低いかどうか。
- 橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- 海岸沿いや、河川沿いの道路を避ける経路が設定されているかどうか。
- 津波に向かって避難することのない経路が設定されているかどうか。

※特に、防潮堤や橋梁等、避難の障がいとなる可能性がある部分については、慎重に検討を行います。

### (2) 避難のしやすさ

- 日々の生活で使い慣れている道路かどうか。
- 緊急避難場所まで、わかりやすい路順となっているかどうか。

### (3) 機能性

- 誘導標識が適切に配置されているかどうか。
- 夜間に迅速に避難できるよう、商用電源に頼らない誘導灯等が整備されているかどうか。
- 階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているかどうか。

## 2.6 津波避難ビル

津波避難ビルは、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項、または周辺地域の避難困難の状況を協議のうえ指定・設定しています。

なお、今後新たに津波避難ビルを指定・設定する際は、津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）を基に一定の安全性が確認できた建物を対象とします。ただし、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課が整理する津波に対する構造的な安全性を優先的に調査する建物を抽出するための検討資料（平成 30 年 9 月 25 日付事務連絡）を参考に津波に対して一定の安全性が確認できた建物についても対象とすることができるものとします。

表 15 津波避難ビル一覧

| 施設名              | 所在地       | 収容人数   | 備考                             |
|------------------|-----------|--------|--------------------------------|
| 高知高須病院附属安芸診療所    | 港町2-635   | 503    | 避難可能箇所は3階以上の階段・廊下及び屋上          |
| 高知県安芸総合庁舎        | 矢ノ丸1-4-36 | 178    | 避難可能箇所は屋上                      |
| ホテルタマイ           | 矢ノ丸1-6-31 | 1,798  | 避難可能箇所は駐車場                     |
| E A S T マリンクリニック | 矢ノ丸3-1-25 | 625    | 避難可能箇所は3階ホール及び3階以上の廊下・階段・屋上    |
| 森澤病院             | 本町2-13-32 | 306    | 避難可能箇所は3階以上の廊下及び4階食堂、5階デイケアルーム |
| 土佐くろしお鉄道安芸事業本部   | 東浜300-4   | 1,000  | 避難可能箇所は駅ホーム                    |
| 安芸第一小学校          | 久世町4-13   | 829    | 避難可能箇所は屋上                      |
| すまいるあき           | 久世町9-20   | 1,900  | 避難可能箇所は3階以上の駐車場・屋上             |
| NTT西日本安芸電話交換所    | 寿町3-32    | 428    | 避難可能箇所は階段・踊り場及び屋上              |
| 県立安芸中・高等学校       | 清和町1-54   | 809    | 避難可能箇所は北舎屋上                    |
| 安芸中学校            | 西浜95-1    | 951    | 避難可能箇所は屋上                      |
| 安芸市防災センター        | 西浜190-1   | 1,203  |                                |
| ニッポン高度紙工業        | 植野1       | 19,000 | 避難可能箇所はグラウンド                   |
| 球場前駅ホーム          | 桜ヶ丘町2250  | 96     |                                |
| 下山駅ホーム           | 下山386     | 190    |                                |
| ケアハウス安芸          | 川北甲1812-5 | 856    | 避難可能箇所は3階以上の食堂、廊下及び踊り場         |
| 川北小学校            | 川北甲2595   | 545    | 避難可能箇所は屋上                      |
| キセキレイの里          | 川北甲3731   | 190    | 避難可能箇所は地域交流スペース                |
| マリンプラザ           | 川北甲943-31 | 214    | 避難可能箇所は4階以上の階段、廊下及び踊り場         |

| 施設名    | 所在地     | 収容人数 | 備考        |
|--------|---------|------|-----------|
| 土居小学校  | 土居1097  | 627  | 避難可能箇所は屋上 |
| 穴内駅ホーム | 穴内乙234  | 190  |           |
| 赤野駅ホーム | 赤野乙2933 | 95   |           |

出典：安芸市地域防災計画

## 2.7 津波避難タワー

津波避難タワーは、「津波避難ビル等の構造上の要件の解説（平成 24 年、国土交通省国土技術政策総合研究所）」に従い指定・設定します。

表 16 津波避難タワー一覧

| 施設名                       | 所在地        | 収容人数 | 備考 |
|---------------------------|------------|------|----|
| 津波避難タワー1号（港町1丁目津波避難タワー）   | 港町1-674-10 | 239  |    |
| 津波避難タワー2号（港町2丁目津波避難タワー）   | 矢ノ丸3-11    | 394  |    |
| 津波避難タワー3号（本町5丁目津波避難タワー）   | 本町5-2200-1 | 388  |    |
| 津波避難タワー4号（土居津波避難タワー）      | 土居1885-1   | 250  |    |
| 津波避難タワー5号（西ノ島津波避難タワー）     | 川北甲2043-1  | 169  |    |
| 津波避難タワー6号（川北片町津波避難タワー）    | 川北甲1451-10 | 296  |    |
| 津波避難タワー7号（川北新町津波避難タワー）    | 川北甲7102-3  | 192  |    |
| 津波避難タワー8号（伊尾木西組津波避難タワー）   | 伊尾木493-15  | 296  |    |
| 津波避難タワー9号（伊尾木中組西津波避難タワー）  | 伊尾木267-1   | 211  |    |
| 津波避難タワー10号（伊尾木中組東津波避難タワー） | 伊尾木3718-19 | 160  |    |

出典：安芸市地域防災計画

## 2.8 津波避難困難地域

本市における津波避難困難地域は、平成 25 年に以下の手法により設定し、以後、津波避難ビル、津波避難タワーの整備を積極推進したことにより現時点では解消しています。ただし、地域津波避難計画によるソフト面での検証を通じて、津波からの避難に不安な地域は一部存在しています。今後は、地域津波避難計画による避難対象地域からの避難の確実性を一層高めると同時に、特に必要と認められる地域に対してハード対策により津波避難困難地域を解消していくものとします。



出典：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（安芸市にて一部加筆）

図 3 津波避難困難地域設定の概念図

津波浸水予測時間は、高知県版第 2 弾『南海トラフ巨大地震による津波浸水予測』に基づき、  
下表のとおり設定します。

表 17 津波浸水予測時間一覧

| 地区名    | 自主防災会            | 津波浸水<br>予測時間 | 地区名   | 自主防災会        | 津波浸水<br>予測時間 |
|--------|------------------|--------------|-------|--------------|--------------|
| 港町1丁目  | 港町1丁目            | 15分          | 土居廓中  | 土居廓中         | 60分          |
| 港町2丁目  | 港町2丁目            | 20分          | 土居上中  | 土居上中         | 60分          |
| 矢ノ丸1丁目 | 矢ノ丸1丁目           | 25分          | 稲葉・長屋 | 稲葉・長屋        | 60分          |
| 矢ノ丸2丁目 | 矢ノ丸2・4           | 60分          | 僧津    | 僧津           | 60分          |
| 矢ノ丸4丁目 | 丁目地区             | 60分          | 溝ノ辺高園 | 溝ノ辺高園        | 60分          |
| 矢ノ丸3丁目 | 川向、柳田            | 30分          | 黒鳥    | 黒鳥           | 60分          |
| 東浜     |                  | 60分          | 西木戸   | 西木戸          | 60分          |
| 花園町    |                  | 60分          | 江川    | 江川           | —            |
| 本町1丁目  | 本町1丁目            | 20分          | 井ノ口   | 井ノ口          | 60分          |
| 本町2丁目  | 本町2丁目東<br>本町2丁目西 | 20分          | 西ノ浜   | 下山西<br>下山東   | 20分          |
| 本町3丁目  | 安芸中央             | 50分          | 浜ノ西   |              | 20分          |
| 久世町    |                  | 50分          | 浜ノ東   |              | 25分          |
| 寿町     |                  | 50分          | 大山    |              | 10分          |
| 本町4丁目  | 庄之芝・本4<br>・清和町   | 50分          | 前島    | 川北<br>川北西ノ島  | 60分          |
| 庄之芝町   |                  | 50分          | 上島    |              | 60分          |
| 清和町    |                  | 50分          | 中田    |              | 25分          |
| 本町5丁目  | 西浜西<br>西浜東       | 50分          | 新町    |              | 20分          |
| 染井町    |                  | 50分          | 片町    |              | 25分          |
| 千歳町    |                  | 50分          | 栄町    |              | 15分          |
| 桜ヶ丘町   |                  | 60分          | 久保田南  |              | 30分          |
| 日ノ出町   | 日ノ出町             | 15分          | 西ノ島   |              | 25分          |
| 幸町     | 宝永町・幸町           | 60分          | 清水寺岡  |              | 60分          |
| 宝永町    |                  | 60分          | 岡     |              | 60分          |
| 津久茂町   | 津久茂町             | 10分          | 中村    |              | 60分          |
| 西浜     |                  | 50分          | 前島    |              | 60分          |
| 西組北    | 伊尾木              | 25分          | 新城    | 穴内川西<br>穴内川東 | 50分          |
| 西組南    |                  | 30分          | 大平    |              | 50分          |
| 西組前    |                  | 25分          | 腰掛ノ下  |              | 50分          |
| 中組町    |                  | 30分          | 八丁ノ下  |              | 25分          |
| 中組前    |                  | 30分          | 塩屋    |              | 25分          |
| 中組浜    |                  | 30分          | 川口    |              | 30分          |
| 東組西    |                  | 25分          | 堀切    |              | 30分          |
| 東組南    |                  | 25分          | 桜浜    | 赤野<br>赤野叶岡前  | 20分          |
| 東組東    |                  | 25分          | 東赤野   |              | 35分          |
| 東組東ノ東  |                  | 25分          | 東寄    |              | 20分          |
| 不動     |                  | 15分          | 西寄    |              | 20分          |
| 河野     |                  | 10分          | 叶岡    |              | 60分          |
| 宮田岡    |                  | 60分          | 叶岡前   |              | 25分          |
| 土居春日   | 春日               | 60分          | 住吉    |              | 20分          |
| 土居玉造   | 土居玉造             | 20分          | 西ノ岡   |              | 60分          |
| 土居下中   | 土居下中             | 60分          |       |              |              |

## 2.9 避難の方法

避難は原則徒歩によるものとします。

### 3. 初動体制

#### 3.1 職員の参集

職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は速やかに下記の配備基準より参集するものとします。

##### (1) 職員の配備基準

(津波予報区は「高知県」)

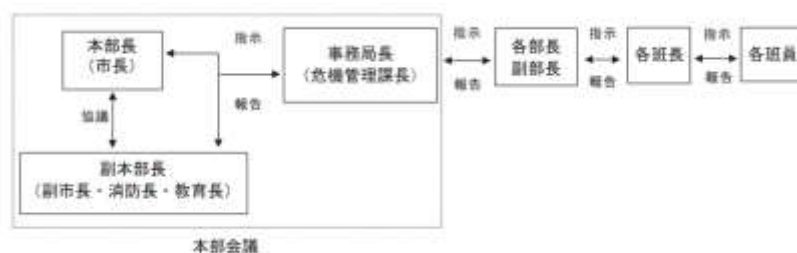
| 配備体制                            | 配備基準                                                                     | 動員体制                                             |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 震災第一配備<br>(警戒体制)                | 高知県に津波注意報が発表されたとき                                                        | 危機管理課職員<br>消防本部職員<br>(責任者 危機管理課長)                |
| 震災第二配備<br>(厳重警戒体制または災害対策本部判断設置) | 高知県東部で、震度4以上の地震が発生したとき<br>高知県に「津波」の津波警報が発表されたとき                          | 危機管理課<br>災害対策本部員<br>(各副部長)<br>消防本部職員<br>(責任者 市長) |
| 震災第三配備<br>(災害対策本部自動設置)          | 高知県東部で、震度5弱以上の地震が発生したとき<br>高知県に「大津波」の津波警報が発表されたとき<br>南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき | 全職員<br>(責任者 市長)                                  |

出典：安芸市地域防災計画

##### (2) 職員の参集

###### ア 勤務時間内における参集

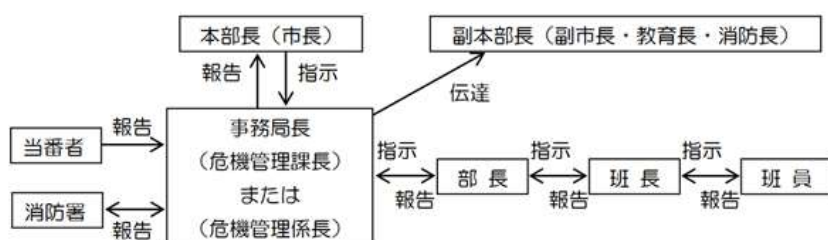
職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、または震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとします。



出典：安芸市地域防災計画

###### イ 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外に津波注意報、津波警報、または震度4以上の地震が観測された場合は、「安芸市地域防災計画」にのっとり、その情報を認知後、速やかに配備基準に基づき所定の場所へ参集するものとします。なお、当直者からの緊急連絡体制は、次のとおりとします。



### (3) 職員の参集上の留意事項

- ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分認識し、災害発生のおそれがある場合、または災害の発生を察知したときは、配備命令を待つことなく自主的に速やかに定められた場所に参集し、防災活動に従事する必要があります。
- イ ただし、定められた参集場所が津波浸水予測地域（津波浸水域）に含まれる職員は、強い地震もしくは長時間のゆっくりとしたゆれを感じて避難が必要であると認める場合、まずは各自がいる場所で避難行動支援を行い、自身も安全確保をした上で、安全が確認（参集場所の津波警報が解除されるなど）されてから参集するものとします。そのため、職員は参集場所が津波浸水予測地域（津波浸水域）に含まれるかどうか、参集場所周辺の標高がどのようになっているかを事前に把握しておく必要があります。
- ウ 職員は、目視で分かる範囲で、参集途上における被災の状況等を把握し、所属長または配備体制責任者に報告を行うものとします。

## 3.2 津波に関する情報の収集

- (1) 気象庁等から収集する津波予報・津波情報は次のとおりです。

表 18 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

| 津波警報等の種類 | 発表基準                                                  | 津波の高さ<br>予想の区分   | 発表される津波の高さ |         |
|----------|-------------------------------------------------------|------------------|------------|---------|
|          |                                                       |                  | 数値での発表     | 巨大地震の場合 |
| 大津波警報    | 予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合                            | 10 m < 高さ        | 10 m 超     | 巨大      |
|          |                                                       | 5 m < 高さ ≤ 10 m  | 10 m       |         |
|          |                                                       | 3 m < 高さ ≤ 5 m   | 5 m        |         |
| 津波警報     | 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合                      | 1 m < 高さ ≤ 3 m   | 3 m        | 高い      |
| 津波注意報    | 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合 | 0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m | 1 m        | （表記なし）  |

※高知県沿岸は、全域が一つの予報区で予報区名は「高知県」です。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

※大津波警報は特別警報に位置づけられています。

表 19 津波情報の種類と発表内容

|      | 情報の種類                     | 発表内容                                                                                            |
|------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表〔発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等参照〕 |
|      | 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点（※）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表                                                                       |
|      | 津波観測に関する情報                | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表                                                                              |
|      | 沖合の津波観測に関する情報             | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表                                        |
|      | 津波に関するその他の情報              | 津波に関するその他必要な事項を発表                                                                               |

※高知県内の津波観測点は、室戸市室戸岬、高知、土佐清水、中土佐町久礼港です。須崎港は「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」のみ発表します。

表 20 津波予報の発表基準と発表内容

|      | 発表基準                                          | 発表内容                                                                   |
|------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき<br>（地震情報に含めて発表）                   | 津波の心配なしの旨を発表                                                           |
|      | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき<br>（津波に関するその他の情報に含めて発表）   | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表                        |
|      | 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき<br>（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

## (2) 海面監視による情報収集

津波発生の危険性がある場合は、消防機関、消防団と協力し海面監視による津波監視を行います。海面監視は安全な高台等から目視により行うものとします。

## 3.3 被害情報の収集

参集と同時に、必要に応じて災害対策本部体制を整え、被害情報の収集を開始します。調査項目は市県防災計画に示されている様式に従うものとします。

### ① 人、住家の被害状況

総務部調査班調査係、土木部建築班建築係が担当し、人的な被害は警察の立ち会いで実施します。

② 農林水産被害調査

経済部経済班農林係、林業係、水産係が担当し、農協、漁協などの協力を得て実施します。

③ 商工業被害調査

経済部経済班商工係が担当し、商工会などの協力を得て実施します。

④ 土木被害調査

土木部土木班建設係、衛生部上下水道班上水道係、下水道係が担当し、実施します。

⑤ 教育被害調査

教育部学校班、保育班が担当し、学校長などの協力を得て実施します。市長は、人身・家屋などに被害が発生したときは、直ちに知事に次の事項を報告します。

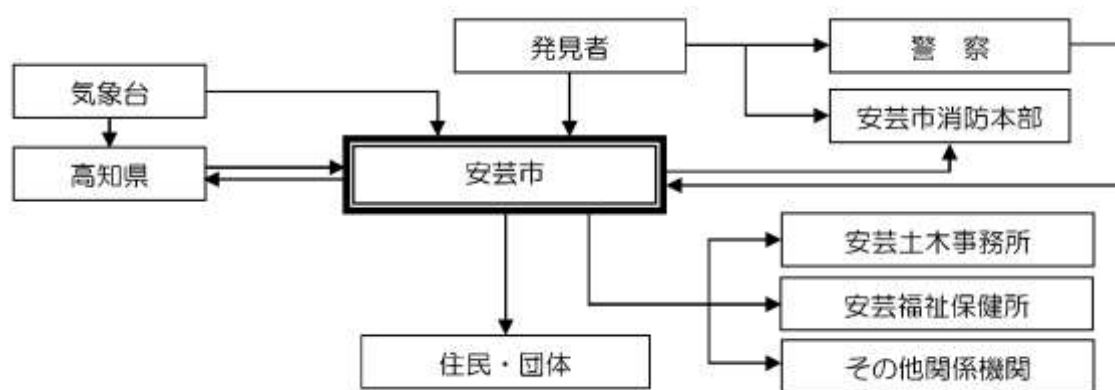
ア 発生日時

エ 被災建築物応急危険度判定派遣要請の有無

イ 発生場所

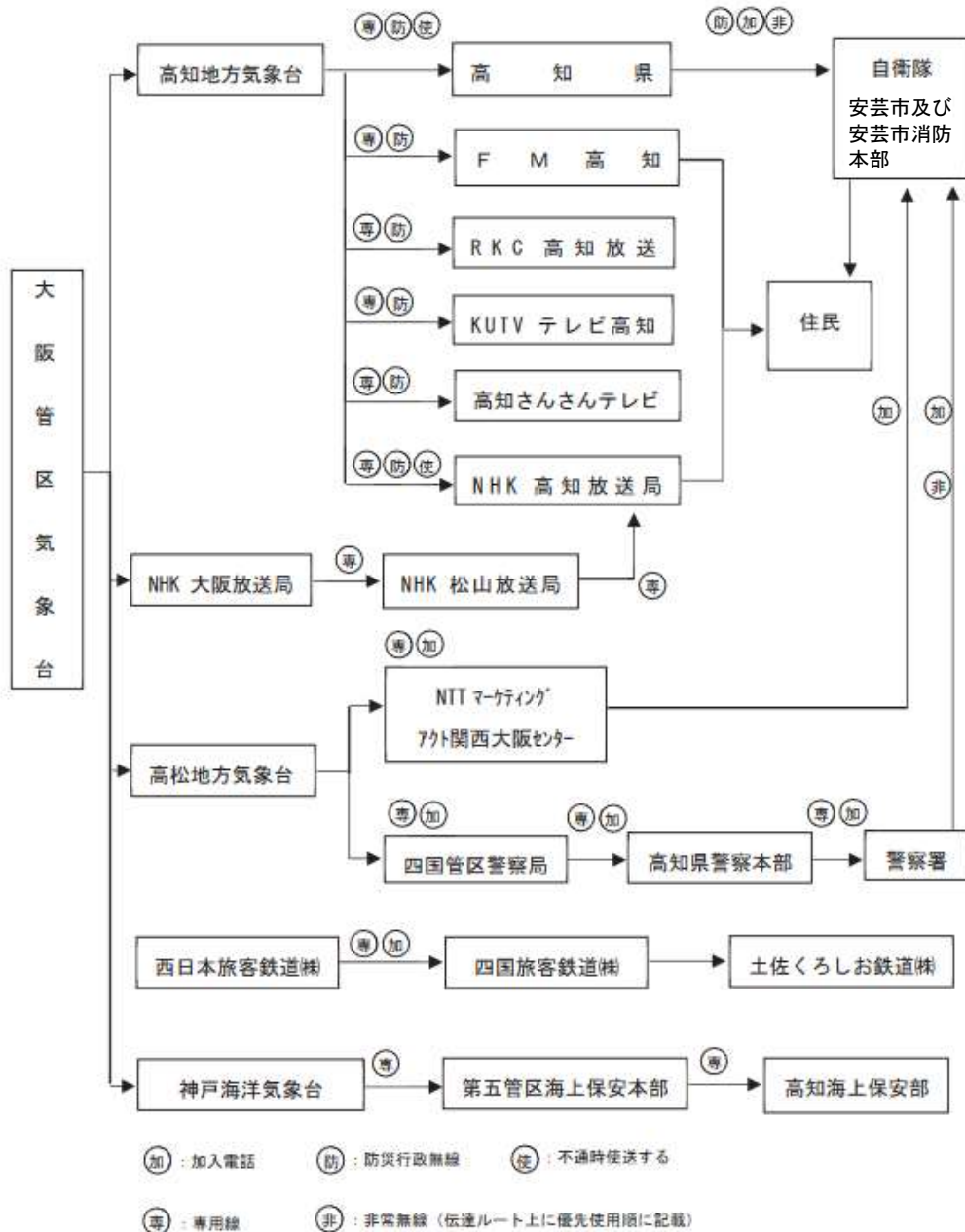
オ その他参考事項

ウ 被害の状況、応急措置の概要



### 3.4 津波に関する情報の伝達・周知

気象庁等から発表される近地地震による津波情報の伝達系統は下図のとおりです。遠地地震による津波情報の場合、気象庁から大阪管区气象台、高松地方气象台及び高知地方气象台に通報され、その後は同様のルートで伝達されます。



出典：安芸市地域防災計画

### 3.5 津波予報等の周知

津波予警報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、同報系防災行政無線※を自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達します。津波に関する情報で、特に住民に広報すべき内容は、職員が同報系防災行政無線及びエリアメール・緊急速報メールを用いて伝達を行います。

- (1) 津波予報や津波情報を受けたときまたは市長が津波のおそれがあると認めたときは、津波予報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客に対し、迅速に周知を行います。

| 伝達手段          | 伝達対象          | 伝達内容                                    | 実施担当                  |
|---------------|---------------|-----------------------------------------|-----------------------|
| 消防無線<br>・サイレン | 住民<br>海岸付近滞在者 | 津波予報（解除も含む）<br>津波情報                     | 消防本部                  |
| 消防車<br>広報車    | 住民<br>海岸付近滞在者 | 津波予報（解除も含む）<br>津波情報<br>避難勧告・避難指示（緊急）の内容 | 消防本部<br>消防団<br>危機管理課他 |

- (2) 津波予報におけるサイレンの信号は次のとおりとします。

| 区分    | サイレン信号                                                                               |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 大津波警報 | サイレン（3秒吹鳴2秒休止）×3回<br>「大津波警報、大津波警報。大至急、高台へ避難せよ。大津波警報が発表されました。海岸付近の方は大至急、高台に避難してください。」 |
| 津波警報  | サイレン（5秒吹鳴6秒休止）×2回<br>「津波警報が発表されました。海岸付近の方は大至急、高台に避難してください。」                          |

※繰り返し自動放送を継続する。

- (3) 広報車等で周知する際は次のとおりとします。

| 津波予報          | 周知内容                                                                                                                |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高知県に<br>津波注意報 | 高知県に津波注意報が発表されました。高いところで〇〇m程度の津波の到達が予想されます。<br>海岸、港、河川から離れ、近づかないようにしてください。                                          |
| 高知県に<br>津波警報  | 高知県に津波警報が発令されました。高いところで〇〇m程度の津波の到達が予想されます。<br>〇〇地域には避難勧告（避難指示（緊急））が出されています。<br>大変危険ですので、直ちに高台や安全な場所へ避難してください。       |
| 高知県に<br>大津波警報 | 高知県に大津波警報が発令されました。高いところで〇〇m程度以上の津波の到達が予想されます。<br>〇〇地域には避難指示（緊急）が出されています。大変危険ですので、海岸、港、河川から離れて、直ちに高台や安全な場所へ避難してください。 |

(4) 関係機関への通報は次のとおりとします。

| 通報責任者        | 伝達先等              |         |             | 伝達内容                |
|--------------|-------------------|---------|-------------|---------------------|
|              | 伝達先               | 電話番号    | 伝達方法        |                     |
| 農林課長         | 高知県農業協同組合<br>あき支所 | 34-1515 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |
| 商工観光<br>水産課長 | 安芸漁業協同組合          | 34-1123 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |
|              | 高知県漁業協同組合<br>穴内支所 | 35-2711 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |
|              | 芸陽漁業協同組合          | 34-1017 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |
|              | 赤野川漁業協同組合         | 33-2885 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |
|              | 安芸市観光協会           | 35-7500 | 電話<br>ファックス | 津波注意報・警報<br>(地震情報等) |

## 4. 避難の避難指示等

津波が発生し、または発生するおそれがあり避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示等を発令します。

### 4.1 発令基準

(津波予報区は「高知県」)

| 種別     | 基準                                                                                                 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難指示   | ①大津波警報が発表されたとき。<br>②津波警報が発表されたとき。<br>③津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき。<br>④南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 |
| 高齢者等避難 | ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。                                                                      |

### 4.2 避難指示等の伝達

避難指示等は、防災行政無線や広報車等により周知、徹底をはかるものとします。避難指示等の発令時には、直ちに高台等、安全な場所に避難するよう、住民に伝達を行うものとします。

## 5. 災害時要配慮者の避難支援

### 5.1 災害時要配慮者の定義

対象となる災害時要配慮者は、以下の通りとします。

- ①要介護状態や障がい等の理由により、発生時の避難行動に支援が必要な者
- ②避難途中で障がい等を負い、避難支援が必要となった者
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④防災知識の習得が困難な者

### 5.2 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成・更新を行うとともに、本市が定めた「安芸市避難支援プラン全体計画」に基づき、実効性のある避難支援が担保されるよう、地域の中で、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行います。

### 5.3 情報を的確に入手するための支援対策

情報を的確に入手・把握できない方々に対しては、それぞれの特性に合わせた情報伝達手段の確保に努めるとともに、近隣者からの支援が得られやすいよう、自主防災組織や福祉関係団体等を通じた情報伝達体制の整備や情報伝達手段の確保についても検討を行います。

#### (1) 自主防災組織等による情報伝達の仕組みづくり

「自らの地域はみんなで守る」という共助の意識を持って要配慮者に対する情報伝達のための仕組みの検討を行います。特に、避難行動要支援者の支援については、避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で避難行動要支援者に関する情報提供を行い、自主防災組織等の活動の支援に取り組みます。

#### (2) 情報を伝達するための施設の整備

防災行政無線の屋外子局や戸別受信機の設置、ファックスによる災害情報の配信やメールを読み上げる携帯電話など多様な情報伝達手段を検討し、広い範囲に確実に情報を伝達できる施設や設備の整備を進めます。

### 5.4 避難に必要な判断の支援対策

避難に必要な判断を行えない方々が、迅速に意思決定を行い、避難できるような仕組みを確保するため、次のような取組を進めます。

#### (1) 伝わりやすい表現や説明の実施

障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりが理解や判断ができる情報伝達に努めます。

## **(2) 支援者との連携**

自主防災組織や福祉関係団体等と連携し、事前に避難のルールを決めておくなど、避難が必要だという判断が災害時要配慮者に伝わる仕組みづくりを進めます。

## **5.5 身体的な障がいを持つ災害時要配慮者対策**

身体的な障がいを持つ災害時要配慮者は、迅速な避難行動が難しいため、下記の視点で、対策を行います。

### **(1) 避難行動要支援者名簿の作成等**

関係機関が把握している高齢者や障がい者等の災害時要配慮者情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人の同意を得た上で関係者との共有を行い、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難支援方法の検討を進めます。

### **(2) 迅速な避難を助ける施設整備**

避難路や緊急避難場所等の整備にあたっては、手すりやスロープの設置などのバリアフリー化を進め、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するように努めます。

このほか、リヤカーや自動車を利用した避難についてのルールづくりについての検討も行い、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するように努めます。

### **(3) 避難を支援する援助者の確保**

自主防災組織や民生委員、消防団など、日ごろから地域のコミュニティで日中や夜間等条件の異なる時間帯も想定しながら、災害時要配慮者に対する支援を検討し、いざという時の行動を定めておきます。

### **(4) 社会福祉施設での避難計画策定の推進**

老人福祉施設、障がい者支援施設などの社会福祉施設等においては、各施設の管理者が個々の施設の津波避難計画（避難確保計画）を定めるよう支援を進めます。

## **5.6 情報の入手や地理情報に不案内な災害時要配慮者対策**

地域の情報に不慣れな観光客等が、安全に避難するためには、素早い情報提供と、的確な避難の誘導體制を確立しておく必要がある。このため、下記のような取組を行います。

- (1) 津波注意看板のほか、海拔や津波の高さ表示、避難誘導や緊急避難場所（津波避難ビル、津波避難タワーを含む）を示した標識等の設置を進めます。**
- (2) 地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日ごろから訓練を行います。**
- (3) 近年の携帯電話の普及率の向上や、情報技術の進展など、情報通信環境の現状を踏まえ、これらの技術を積極的に活用する検討を行います。**

- (4) 津波浸水予測区域にある観光施設や宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努めます。
- (5) 防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

このほか、地域の情報に不案内な方は、避難にあたっても、緊急避難場所に到着した後も、これからどうなるのか非常に不安な状態が続くことが予想されるため、観光客等の避難も考慮（緊急避難場所での情報提供や、帰宅支援、滞在支援等を行うことを想定した対策の検討）した避難訓練の実施についても進めます。

## 5.7 災害発生時の避難支援（避難誘導及び安否確認）

災害発生直後の災害時要配慮者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。あらかじめ個別に避難支援計画を定め、地域の住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない災害時要配慮者の避難誘導を行います。

災害時要配慮者の安否確認は、現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、確認を行うことが望ましい。安否が確認できない災害時要配慮者については、消防や警察に救助や確認を依頼することとなります。また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要配慮者についても、福祉事務所等で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施します。

自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業所等と連携を図り、災害時要配慮者が円滑に避難できるよう、日頃から地域で支えあうための仕組みづくりを進めます。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、以下のとおりです。

| 区 分            | 配慮を要する事項                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 寝たきりや身体が虚弱な高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶひもでおぶったり複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。</li> <li>日頃から服用している薬を携帯します。</li> </ul>                                                                                                                     |
| 認知症高齢者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守るように支援します。</li> <li>努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。</li> <li>一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。</li> </ul> |
| 視覚障がい者         | <ul style="list-style-type: none"> <li>座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。</li> <li>支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。</li> <li>避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、音声</li> </ul>                               |

| 区 分    | 配慮を要する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>で伝えます。（聴覚障がいもある場合、手のひらに字を書く等の手段により伝えます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ緊急時のサインまたはルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に音声で伝えます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| 聴覚障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 肢体不自由者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所で移動させます。</li> <li>自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                           |
| 内部障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 知的障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。</li> <li>一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。</li> <li>不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり、叱ったりしないようにします。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄の医療機関等へ相談します。</li> </ul>                                                                             |
| 精神障がい者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡カード、障がい者手帳、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つように声をかけます。</li> <li>一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。</li> <li>不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。</li> <li>強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡を取り指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄の医療機関等へ相談します。</li> </ul> |
| 自閉症者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急連絡カード、障がい者手帳、普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。</li> <li>普段と違うこと、先の見通しがたたないことにストレスを感じるので、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。誘導にあたっては、地図などを使って具体的な指示をします。</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
| 乳幼児    | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者とともに避難します。保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 妊産婦    | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には家族等が付き添う必要があります。</li> <li>出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い出産時の協力を求めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 外国人    | <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。</li> <li>外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                        |

## **6. 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策**

### **6.1 情報伝達**

津波浸水予想区域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努めます。また、屋外にいる者に対しては、同報系防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

### **6.2 津波注意看板・避難誘導標識等の設置**

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として津波注意看板のほか、標高表示、避難誘導や避難場所を示した標識等を設置します。

### **6.3 釣り客等への啓発**

釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行います。

## **7. 津波防災対策の啓発・訓練**

### **7.1 啓発**

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページ、勉強会など様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行います。

### **7.2 訓練**

津波からの円滑な避難体制を確立するため、訓練の実施にあたっては、気候条件の異なる時期や夜間に実施するなど、さまざまな条件を設定し、より実践的な避難訓練や、情報伝達等の訓練を実施します。

#### **(1) 避難訓練**

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を少なくとも年 1 回以上実施します。

#### **(2) 情報伝達訓練**

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的に実施します。

## 8. 地域津波避難計画

地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、津波浸水予測地域を抱えるすべての自主防災組織等が、下記の内容等が記載された地域津波避難計画を適時更新するよう働きかけるとともに、ワークショップの開催や情報提供など、津波避難計画の作成及び訓練による計画の検証と修正が継続される仕組みづくりを支援します。

- ・避難対象地域（浸水域）（ハザードマップに記載）
- ・津波浸水予測時間
- ・避難目標地点
- ・地域の定める津波避難困難地域
- ・避難路
- ・避難経路（ハザードマップに記載）
- ・避難先（ハザードマップに記載）
- ・避難の方法
- ・災害時要配慮者のうち、特に避難行動要支援者の避難支援
- ・避難訓練
- ・地震・津波避難の心得と備え